

第四十六回国会 大蔵委員會議録 第五号

昭和三十三年二月十一日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

農林事務官 玉置 康雄君

(農政局参事官)

農林事務官 筒井 敬一君

(食糧庁総務部長)

日本輸出 森永貞一郎君

銀行総裁

日本輸出 齊藤 正年君

銀行理事

專門員 拔井 光三君

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

同(下平正一君紹介)(第三六七号)

酒税法の改正等に関する請願(原茂君紹介)(第三二六号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二八号)

音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願(日井莊一君紹介)(第三三四号)

米の予約減税特別措置存続に関する請願(壽原正一君紹介)(第三四八号)

外地引揚公務員に対する国家公務員等退職手当法の改正に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第四五六号)

再就職公務員に対する国家公務員等退職手当法の特別制定に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第四五七号)

たばこ販売手数料の引き上げに関する請願(篠田弘作君紹介)(第四六四号)

赤電話取扱費非課税に関する請願(田中榮一君紹介)(第四六七号)

元満洲国政府等職員期間のある非更替新共済組合員の在職期間通算に関する請願(毛利松平君紹介)(第五二八号)

本日の會議に付した案件

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第二九号)(参議院送付)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○山中委員長 これより會議を開きます。

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。農林大臣は農林委員会と予算委員会の関係がございまして、三十分当委員会に御出席をお願いいたしておりますので、そのつもりで御協力をお願いいたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。佐藤龍次郎君。

○佐藤(龍)委員 時間が十分ありますから、おもなところだけ質問をいたしますが、食糧の赤字がますます深刻になってくるのか、まずこれから伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 事務局から正確に申し上げます。

○簡井説明員 明年度は、食糧勘定におきまして千九十五億、飼料勘定におきまして三十六億でございます。

○佐藤(龍)委員 米価の問題のときに食糧の赤字の問題がいつも問題になるのでありますが、しかしこれは御承知のように農民の負担にまかせず、むしろ消費者のために食糧の赤字が出てくるかと考えておりますが、ときどき食糧の赤字ということがいろいろ問題になるのですが、米の問題について何か根本的な考えがあるかどうか、農林大臣に伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 米については直接統制、麦については間接統制という仕組みで行なっておりますので、売買の差

損とか政府管理経費の負担、こういう関係で、いわゆる赤字と称せられるものが出ることに仕組みそのものがなっております。世間では赤字赤字と云々言いますが、これは消費者に對しての一方の対策も含んでおります。生産者に對しては価格支持対策、こういうような対策にもなっております。でありますので、ある程度売買の差損とか、あるいは政府が管理いたしておりますから、政府管理経費の負担ということで言われておるところの赤字が出ます。しかし、これは何か不始末とか、経理がどうでなくないの赤字という意味でないことはもう御承知のとおりだと思ひます。しかしこの赤字がだんだん多くなるといふことは、やはり農林政策全般からいふとしても、ほかの政策を行なう上におきまして、一つの支障にもなりかねない問題でございます。でありますので、極力この赤字を少なくしていきたい、こういう考えを持っています。そのために食糧管理制度をなくしてしまえという考え方もありますけれども、これは私はよほど慎重に考えましても、やはり得ない問題であると思ひます。でありますので、中間経費等の節約を極力かけたり、また会計の合理化、食糧会計につきまして相当合理的な手を加えてきたのでございしますが、さらには一そう合理化していきたい、あるいは価格の決定等につきましても適切な決定に持つていくことが非常に望ましい、こういうふうに考えます。

同(下平正一君紹介)(第三六七号)

酒税法の改正等に関する請願(原茂君紹介)(第三二六号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二八号)

音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願(日井莊一君紹介)(第三三四号)

米の予約減税特別措置存続に関する請願(壽原正一君紹介)(第三四八号)

外地引揚公務員に対する国家公務員等退職手当法の改正に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第四五六号)

再就職公務員に対する国家公務員等退職手当法の特別制定に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第四五七号)

たばこ販売手数料の引き上げに関する請願(篠田弘作君紹介)(第四六四号)

赤電話取扱費非課税に関する請願(田中榮一君紹介)(第四六七号)

元満洲国政府等職員期間のある非更替新共済組合員の在職期間通算に関する請願(毛利松平君紹介)(第五二八号)

本日の會議に付した案件

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第二九号)(参議院送付)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○山中委員長 これより會議を開きます。

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。農林大臣は農林委員会と予算委員会の関係がございまして、三十分当委員会に御出席をお願いいたしておりますので、そのつもりで御協力をお願いいたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。佐藤龍次郎君。

○佐藤(龍)委員 時間が十分ありますから、おもなところだけ質問をいたしますが、食糧の赤字がますます深刻になってくるのか、まずこれから伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 事務局から正確に申し上げます。

○簡井説明員 明年度は、食糧勘定におきまして千九十五億、飼料勘定におきまして三十六億でございます。

○佐藤(龍)委員 米価の問題のときに食糧の赤字の問題がいつも問題になるのでありますが、しかしこれは御承知のように農民の負担にまかせず、むしろ消費者のために食糧の赤字が出てくるかと考えておりますが、ときどき食糧の赤字ということがいろいろ問題になるのですが、米の問題について何か根本的な考えがあるかどうか、農林大臣に伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 米については直接統制、麦については間接統制という仕組みで行なっておりますので、売買の差

損とか政府管理経費の負担、こういう関係で、いわゆる赤字と称せられるものが出ることに仕組みそのものがなっております。世間では赤字赤字と云々言いますが、これは消費者に對しての一方の対策も含んでおります。生産者に對しては価格支持対策、こういうような対策にもなっております。でありますので、ある程度売買の差損とか、あるいは政府が管理いたしておりますから、政府管理経費の負担ということで言われておるところの赤字が出ます。しかし、これは何か不始末とか、経理がどうでなくないの赤字という意味でないことはもう御承知のとおりだと思ひます。しかしこの赤字がだんだん多くなるといふことは、やはり農林政策全般からいふとしても、ほかの政策を行なう上におきまして、一つの支障にもなりかねない問題でございます。でありますので、極力この赤字を少なくしていきたい、こういう考えを持っています。そのために食糧管理制度をなくしてしまえという考え方もありますけれども、これは私はよほど慎重に考えましても、やはり得ない問題であると思ひます。でありますので、中間経費等の節約を極力かけたり、また会計の合理化、食糧会計につきまして相当合理的な手を加えてきたのでございしますが、さらには一そう合理化していきたい、あるいは価格の決定等につきましても適切な決定に持つていくことが非常に望ましい、こういうふうに考えます。

同(下平正一君紹介)(第三六七号)

酒税法の改正等に関する請願(原茂君紹介)(第三二六号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二八号)

音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願(日井莊一君紹介)(第三三四号)

米の予約減税特別措置存続に関する請願(壽原正一君紹介)(第三四八号)

外地引揚公務員に対する国家公務員等退職手当法の改正に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第四五六号)

再就職公務員に対する国家公務員等退職手当法の特別制定に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第四五七号)

たばこ販売手数料の引き上げに関する請願(篠田弘作君紹介)(第四六四号)

赤電話取扱費非課税に関する請願(田中榮一君紹介)(第四六七号)

元満洲国政府等職員期間のある非更替新共済組合員の在職期間通算に関する請願(毛利松平君紹介)(第五二八号)

本日の會議に付した案件

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第二九号)(参議院送付)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○山中委員長 これより會議を開きます。

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。農林大臣は農林委員会と予算委員会の関係がございまして、三十分当委員会に御出席をお願いいたしておりますので、そのつもりで御協力をお願いいたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。佐藤龍次郎君。

○佐藤(龍)委員 時間が十分ありますから、おもなところだけ質問をいたしますが、食糧の赤字がますます深刻になってくるのか、まずこれから伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 事務局から正確に申し上げます。

○簡井説明員 明年度は、食糧勘定におきまして千九十五億、飼料勘定におきまして三十六億でございます。

○佐藤(龍)委員 米価の問題のときに食糧の赤字の問題がいつも問題になるのでありますが、しかしこれは御承知のように農民の負担にまかせず、むしろ消費者のために食糧の赤字が出てくるかと考えておりますが、ときどき食糧の赤字ということがいろいろ問題になるのですが、米の問題について何か根本的な考えがあるかどうか、農林大臣に伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 米については直接統制、麦については間接統制という仕組みで行なっておりますので、売買の差

損とか政府管理経費の負担、こういう関係で、いわゆる赤字と称せられるものが出ることに仕組みそのものがなっております。世間では赤字赤字と云々言いますが、これは消費者に對しての一方の対策も含んでおります。生産者に對しては価格支持対策、こういうような対策にもなっております。でありますので、ある程度売買の差損とか、あるいは政府が管理いたしておりますから、政府管理経費の負担ということで言われておるところの赤字が出ます。しかし、これは何か不始末とか、経理がどうでなくないの赤字という意味でないことはもう御承知のとおりだと思ひます。しかしこの赤字がだんだん多くなるといふことは、やはり農林政策全般からいふとしても、ほかの政策を行なう上におきまして、一つの支障にもなりかねない問題でございます。でありますので、極力この赤字を少なくしていきたい、こういう考えを持っています。そのために食糧管理制度をなくしてしまえという考え方もありますけれども、これは私はよほど慎重に考えましても、やはり得ない問題であると思ひます。でありますので、中間経費等の節約を極力かけたり、また会計の合理化、食糧会計につきまして相当合理的な手を加えてきたのでございしますが、さらには一そう合理化していきたい、あるいは価格の決定等につきましても適切な決定に持つていくことが非常に望ましい、こういうふうに考えます。

○佐藤(觀)委員 赤城さん御承知のよう、日本の農家の水田というのはいろいろ問題がありますが、私は一般に日本の農家の収入の原則は、やはり米にあると思うのです。そこで、私新潟県へ行ったことがあります、新潟県は御承知のように米を生産する点において日本有数の県であります、県としては非常に赤字が多い。これは再建整備にもかかっております。米をたくさんつくる県が赤字をたくさん持つておると矛盾の原因は、やはり米価が安過ぎるからであります、少くなくともそういう点で県知事にもいろいろ伺ったのでありますが、根本的にはやはり米価が一般のものに比べて安いというところに問題があるのではないかと、こういうふうに考えておりますが、農林大臣はその点どういふようにお考えになっておりますか、伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 米が安過ぎはしないか、生産者米価につきましては、御承知のように生産費及び所得補償方式、こういう形で生産者米価の決定がなされておるわけでございます。でございまして、そういう趣旨に沿って決定されておりますので、いろいろな決定の要素があるかと思ひます。でありますので、農民感情からいたしますならば、一年に一回しかとれないような米だから非常に安いという感じは私はあると思ひます。しかし現在の算定方式から見まして年々上がつてきております。昨年等も石当たり千二十何円が上がつてきております。一つの方法がありますので、その方式に当はめてやっていくとそういうことになるので、私はいつも妥当な値段が出てき

ておると思ひます。感情的には安過ぎるというような感はあるまいしょうけれども、諸般の事情からは、私は妥当なところに大体落ちついておる、こういうふうにお考えます。

○佐藤(觀)委員 赤城さんはおとなしい人だから、遠慮しておられるのじゃないかと思ひます。実は、私のほうの愛知県も、農家が非常に多いのでいろいろ考えておるのですが、伊勢湾台風以来、農民は米をつくる場合、ほとんどじいさんやばあさんがやつておつて、若い人は全然やらなくなつた。名古屋が近いせいがありますが、并当一つ持って一日の日当千五百円もえらる。そういうほうにどんどん走つておる。山間僻地ではそういうことはむづかしいと思ひますが、こういうことは日本のどこへ行つてもあると思ひます。現実には米をつくつて利益を得るよりも、むしろ働きに行つて利潤を得たほうが得たという感じがあります。そこで農林大臣に伺つておきたいのでありますが、農業基本法ができる前には、農業基本法ができたならば、農村は非常によくなるだろう、こういう仕組で盛んに宣伝もされ、農民もそういうことを期待しておりました。ところが現在の農村というものは、御承知のように非常に退廃して、若い人はどんどん減つてしまつて年寄りだけ残つておるといふ現状でございまして。これは一例でありますけれども、若い青年にお嫁さんがこないといふことで、これは全国的なこととてございまして。そういう点では非常に退廃しておるような情勢が日増しに見えるように感じております。米は日本の主食でありますから、米は少なくとも日本の国自体で

自給自足できるように持つていくことが大切じゃないかと考えておりまして、農業基本法に一つの期待を持つたのでありますが、残念ながら私たちが現実の事情では必ずしも成功してないと考えておりますが、農林大臣はどのようにお考えになっておられますか、伺つておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 現在の米の自給率は九九%になっております。でありますので、大体自給に近いのでございまして。米の生産は御承知のように非常に努力を要しますし、重労働的なものであります。そういう面で、これは農業基本法のあるとなつてから、稲の栽培等につきまして努力を省くといひますか、省力の栽培等も相当奨励いたしております。あるいはまた基本法の一つの考え方とて、小型機械は相當普及ぬといふことで、小型機械は相當普及しておりますが、しかし水田に機械を使つていく効率は、畑地とかその他よりも薄いわけであります。この機械化につきまして大型機械等を入れて、そして努力を省いていく。しかしそれについてはそれに適応していくところの基盤が十分充実してない、こういうことから、ことしなどもそういう基盤を土地改良等によつてやつていく。圃場の集約化、圃場整備という面で農業基本法の目ざすところに逐次進めておると思ひます。あるいはまた米そのもののほかでなく、愛知県の佐藤さんのほうなんかも進んでおるような畜産あるいは果樹、野菜、これは価格の問題も相当ございしますが、そういう方面で、私は農業基本法の進み方というものが少しおそいじやないかという御批判はあるかと思ひます。しかし伺いたしましては農業は単年度に決戦するといふか、きめていかなくちやならぬ。毎日毎日収入、収穫を得るといふような性格のものでもございませぬので、進み方におきましては幾分目標に對して進み方をおそいじやないか、こういう御批判はあらうと思ひますけれども、その方向へ着々進みつつあるし、また私もいたしまして、それに近づけるように極力進めておる、こういうことでございまして、農業基本法ができて期待に反するのじやないか、こういうことではなくて、やはり進んではおる、こういうふうに私は考えております。

○佐藤(觀)委員 米価審議会がございまして、そのたびに、米価の値上げのためにその時期になりますと全国から米価の問題についての農家の陳情が相当あります。そこで私は、これは一つの思ひつきであります、農林大臣は答弁にならぬかもしれないけれども、米と麦に限つては、その生産については無税にしたらどうか。そうしなければ御承知のようにいまの農家の中で、泉主税局長が聞いたらびつくりされますが、そういう抜本的なことをやらなければ、私は毎年毎年食糧の赤字が出る、それから農家の米価のつり上げ運動が出るというところで、これは何年やっても収拾がつかぬといふように考えておるのです、米は統制値段で値段は一定されております。しかしそれに使う肥料は御承知のように自由販売でありますので、非常に高い値段で買ふといふことで、米をつくる人にとっては平均的

な収入がありますけれども、だんだん赤字が出てくるというような現状になつております。そういう点で、これは他日大蔵大臣に伺いたいと思つておりますが、あなたは現実の米と麦の生産に限つてだけは税金を取らぬといふようなことをやれば、米価のつり上げといふような問題というのものが片づくのじやないか。現に六千億以上の自然増収があるといふことでございまして、米麦に對しては無税にするといふことで、私は大蔵省はきらうと思ひますが、ございまして、少なくとも農林大臣としてはそのくらの考え方があれば、まず米価の問題は片づくのじやないかといふことを考えておられますけれども、そういう点に考えを及ぼされたことがあるかどうか、そういうことは可能性があるかどうかといふことを伺つておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 できるだけそういうことになればいいと思ひます。農家が、現実の問題といたしまして、農家におきましてはだんだん毎年所得税等も減税しているものでありますから、所得税を納めておる農家といふものは率からいつて非常に少なくなつております。ですから所得税面においては米のために税金を負担している。こういうことはなかりと思ひます。地方税の住民税等については負担があると思ひます。それからまた当委員会に御審議を願つておりますように、政府に売つた米につきましては減税措置を講じていただくように毎年法案を出し、本国会におきましてお願いしているわけでございます、そういう意味におきまして、米農家だけが全部の税金を納めないで済むといふわけにはまいらぬと

思いますが、現実面におきましては所得税等の面で税金を納めなくては済むように、これは終戦当時から比較いたしますならば、まるでほとんど農家が納めない、こういうようなことがなっておりますので、その点はあまり問題ではないかと思ひます。

○佐藤(農)委員 食糧の赤字が毎年ふえる消費者米価は上げられない、こういう矛盾が一つあるのです。これを解決するのには、御承知のように現在農家の所得で国税を納めているのは一割くらい程度であります、これは御説のとおりであります、しかし米の値段を上げるとすぐ消費者の米の値段が上がるというので、いまのようなインフレの状態では非常にそういう懸念がある。それならば根本的にはやはりこの問題の矛盾をどうやって解決していくか。これはおそらく米年度の予算もまた食糧の赤字というものが問題になると思ひますが、毎年これを繰り返すというのでは、やはり私は根本的な対策ができないように考へておりますが、何かこれについての特別な考へ方なりまた何かここで処理をしなければならぬという、どこかで一度処理をする場合にはやはりこういうような思い切ったことをやらなければならぬか解決ができないように考へております。この点について農林大臣は何かそういう点についての示唆なり考へがおありになるか、伺つておきたいと思ひます。

○赤城(農)大臣 消費者米価はことしは一年上げない前提のもとで御答弁申し上げましても、私は生産者米価と消費者米価とが全然関連なしというふうに考へるのはどうかと思うのでございませう。生産者米価が上がる、こういう場合に、政府でどれくらい負担して、そして価格支持制度というものをやっていたらいいかという面と、それから消費者のために政府が間接的に負担しているという形になっておりますが、消費者においてもいつも同じ消費者米価であるということではなくて、ある程度の負担というか、分担をしてもらつてもいいのじゃないのか、でありますので、私はそういうことが可能かどうか、そのうちでどのくらいは消費者に負担してもらつてもいいかというようなことなどは検討してみることがあるのではないかと。スライド制というようなことでございませうが毎年々々生産者米価はどうだ、消費者米価はどうだということではなくて、ある基準でもあれば、スライド的なもので検討してみたいのじゃないか、こういう考へを持っています。あるいはそういうことができないかと思ひますが、見当として、消費者米価をきめる時期と生産者米価をきめる時期とを時期的に同じ時期にして、そうして上げるか上げないかは別としても、こういう形がまあいいのだ。これは賛成反対がありまして、なかなか一致した意見は出ないと思ひます。こういう問題などは一度検討したことがあるのでございませうけれども、五、六年前に食糧管会計がどんぶり勘定で困つたというのでどんぶり勘定をやめまして、項目を設けて勘定を分けたときがございませう。そういう検討も実はいたしました。必要があるのではないかと。しかし、最初に申し上げましたように、ことは

消費者米価を上げないという方針で臨んでおりますから、そういう検討をしたから上げるのじゃないかというふうにとられると困りますけれども、先ほど申し上げました前提のもとでいろいろ検討してみたい、こう考へております。

○武蔵委員 関連……

いま農林大臣の御答弁を聞いておつたのですが、農林大臣も御承知のように、税制調査会では、米の予約減税というものは政策的効果が薄いから廃止が好ましい、こういうように答申の中に入つておるのであります。廃止することが好ましいという税調の答申に対して、農林大臣としてどういう考へを持っていますか。

○赤城(農)大臣 廃止する時期が来たら廃止したほうが好ましいと思ひますけれども、現在におきましては予約減税をしたほうが適當である、こういうふうに考へております。

○武蔵委員 もう一点。

先ほど佐藤さんの御質問に対していろいろ答弁しておりますが、いま日本の農業の最大の問題点は、格差解消あるいは選択的拡大で農業所得をふやす、こういう方針をとつておるわけですね。そうなりますと、生産者米価をきめる際に、現在の五人規模以上の労働を基礎にして計算をするといういまのやり方を、この辺で、格差を縮めるという意味で、三十人規模以上に変更するような生産費及び所得補償方式に切りかえる、こういう考へ方を大臣としてはお持ちになつていますか、どうですか。

○赤城(農)大臣 これは米価審議会におきまして、あるいはその前におき

まして、他の製造業者のどれくらい規模のものを比較の対象にしたらいいかというところは、非常に問題になるのでございませう。これは私いまだくらいが適當だという断定を下すわけにはまいりませうけれども、始終問題になつておりますことではございませう。な、なお一その点については研究をしていきたいと思つております。

○武蔵委員 農業所得をふやす方法として、佐藤さんは、税金を安くすればいいじゃないか、こういう観点から農林省担当の大臣としてのあなたの所見を聞いておるわけですね。私は、今度はもう一面の、生産者米価というものをもう合理的に、他産業に従事する労働者との格差をなくするという立場から言つたならば、当然三十人規模以上の工場労働者の賃金を基準にすべきが当然じゃないかと思ふのです。この当然過ぎるくらい当然な観点を、農林大臣として、検討してみようということではなくて、もう何年間も議論されてる問題ですから、本年あたりから、とにかく農業所得と他産業の格差をなくするという立場から、変更する意思ありやいなやというのを聞いておるわけですね。もう少し明快に御答弁願ひたいと思ひます。

○赤城(農)大臣 検討を待つて、変更するか変更しないか、結論を出す。いま格差は正の点からという御観点は、私も一応よくわかりませうけれども、具体的には米価の決定について何人を基準とするか、こういう問題につきましては、いままだ御答弁申し上げる時期ではないと思ひます。

○佐藤(農)委員 先ほど農林大臣から水田地帯の機械化の問題についてお話

がございました。これはごもっともだけれども、それならそんな資本が農家にあるかというところ、なかなか資本がない。そういう矛盾が出てくると同時に、農民が自分の大事な米作を捨てて、都市に働きに行くということは、やはり労働の関係だと思ふのです。私は、あとで農林大臣がいなくなつてから伺いたいと思つておりますが、農家に働く労働賃金というものは三、四百円ではないか、たぶんそれくらいになるのじゃないかと思ひます。ところが、町に行けば千二、三百円の金はとれる。この大きな格差というものは、やはり農家は昔は自分の土地で自分で働くという楽しみを持っていたが、あまりに格差がひどいために、農地を捨てて都会へ都会へと働きに行く傾向が出てきたのではないかと。それから最近の統計で見ればわかりますけれども、毎年毎年十五、六歳から二十五、六歳までの人間はだんだん都市へ移動しておるような傾向があるわけですね。これは、私は先日ベルギーやオランダへ行きましたが、これは片方は農業で、片方は商工業の国でありまして、そういう点についてはいろいろ考へを持つたのであります。やはり農業は、御承知のように、ソ連でも中共でも非常に困つて、農業合作社のために中共が非常に苦しんでおることもわかつては相當苦勞しておる。ひとり日本だけが、苦勞してないと思つておりませうけれども、それにしてもいまのよ

うな状態のままで置いておけば、日本の国の農業というものは顧みられなくなるような傾向があると、私たちは、現実には自分の選挙区からも考へるので

言うことはできないと私は思うのでございませう。なるほど、金額は少(う)の(う)でございませうけれども、やはり所得を得て、その所得に対して税を払うのだということ、それからまた、国税だけの金額をいま申し上げたのでございまして、このほかに住民税といったものもございませう。農家の納める税額は所得税よりも住民税のほうがより大きいという問題もございませうので、そういう点を考え合わせますと、税額の点からだけ米作所得に対しては非課税にするということは、私は言えないのではないかと、もしそういうふうになりますと、それぞれの所得者が自分の所得はきわめて国家の経済政策上重要な所得であるから非課税にしてくれという要望が次から次へ出てきて、所得税の体制というものはこれではしょうと私も思ふのでございませう。その点からいいますと、やはりすべての人はその所得の性質に応じた税負担に従って税金を納める義務があるのだということをはっきりしておきまないと、私は税の体系自体が混乱してしまうと思うのでございませう。

○佐藤(観)委員 そういふ点もありませうが、御承知のように、農家に限って農道というものを自分らで負担しておる。それから用水池、排水池というものも自分の費用で出しておるわけですね。それから私は、水田農地地帯などにおきましても、相当あなたの方のお考えになっている以上いろいろな苦勞があると思うのです。そういう点で、いろいろいまの食糧の赤字などを考えて、一番抜本的な方法を考えたらどうかという高い見地からの立場でありますから、これ以上いろいろと申し上げませうけれども、主税局ではそういうことを考えられたことがあるかないか、そういうことを将来考えられる可能性があるかどうかということも、この際承っておきたいと思ひます。

○泉政府委員 おことばではございませうが、私も似たようなことは、先ほどから申し上げておりますように、できるだけすべての所得の性質に応じた、それだけの税負担に適用した課税を行なうということは考えておりますが、米作の所得に対しては非課税にするという考えは毛頭持っておりません。

○佐藤(観)委員 主税局はとるのが専門でありますから、おそらくそういう御返事だろうと思つていましたので、それ以上申し上げませんが、これは農林省の方に承つておきたいと思ひます。御承知のように、いまの食糧の赤字が出てくると結局その負担が國にだんだんふえてくると同時に、今度は消費者などにもやはり米の問題などについていろいろな非難が出てくる。しかし農家としてみれば、自分たちがつくった米を政府が勝手にきめて、そうしてそれは生産費に合はぬというふうな不平を持つてゐるから、ことしあたりも米の生産がだんだん減つてくるのじやないか、だんだん減つておりますが、これは自然の關係でこの数年米不作なことはありませうけれども、そういう問題が起きてくる、そういう点で農家が楽しんで働けるような、そういう米価対策というものを何らかの方法で考えられる余地があるのじやないかと思ひますが、その点は農林省はどういうふうにお考えになつておりますか。食糧庁の方に伺いたいと思ひます。

○簡井説明員 生産者米価につきましては、御存じのように生産費所得補償方式というのによりまして算定いたしておりまして、いわゆる他産業の従事者の所得との均衡をはかつてまいるといふような趣旨と、米作の重要性といふような観点からさうな方式をとつてゐるわけではございまして、これによりまして先ほど農林大臣が申しましたように、一日当たりいたしまして、三十六年に千円ぐらいの賃金が確保されておるといふような次第でございませう。したがって、現在の農家の米の支払代金といたしましては、この生産費所得補償方式これを維持してまいるのが適切ではないかと考へるわけではございませう。問題は、最近非常にいろいろと努力が不足してまいつておられますので、これらの問題と関連いたしまして、できるだけ省力——時間をかけない、あるいは手をかけないで従来どおりの生産が確保できるといふような生産技術の問題というふうなものも考へてまいりますならば、現在の生産農民に対する米価の方式といふものは、まあまあこれで適切ではないか、かように考へておる次第でございませう。

○佐藤(観)委員 食糧庁がそういうことでは困ると思ふのですけれども、先ほどの千幾らの金は家族労働も含んでの計算でしょうか。主人だけの労働か、家族労働、子供や妻が働くのは一体どういふふうにお勘定しておるのか、その点をひとつ教つておきたいと思ひます。

○簡井説明員 先ほど申しました千円の一日の報酬は、家族労働を換算いたしますとさうになるということでございます。

○佐藤(観)委員 やはり家族や子供まで入つておるのですか。主人だけ働くわけではないから、そういうこともどういふふうな計算でやつておるのか。妻はまた主人よりは働きの鈍いし、子供は子供で鈍い、そういう点はどういふふうにお計算されたのですか。

○簡井説明員 これは先ほど申しましたように、農家が米を出しまして、あるいはつくりまして報酬を得ます。その中から農家とか、肥料とか、農機具代とか、そういうものを引きまして、残りました金額を、それに従事いたしました家族の時間当たり——八時間換算いたしておりまして、別に親、子供、それから女とかあるいは男子という差別ではなく、労働いたしました一日当たりを、八時間に換算いたしまして、一日の報酬が千何円、こういう計算になるのでございませう。

○佐藤(観)委員 最近目立つことは、農民が自分の農家の米や、二毛作の場合には麦とか、その他のものをくりましますけれども、そういうものに注意を払わないでどんどん働かせる。それは少なくとも農家で得る収入よりはやはり収入が上だからだんだんいくのだからと思うのですが、そういう傾向はやはり全国的にあらわれておるような様子はないのですか。そういう点はどうですか。

○簡井説明員 兼業とわれわれは稱しておるのでありますけれども、これはやはり地帯によるのでありまして、全体的には相当の流出もございませうし、あるいは第二種兼業あるいは第一種兼業、こういう農家が過半数を占めるようになっておりますから、全国的に言ひましてさうでございませうけれども、地帯別に見ますと、またこれ兼業に出るところが多い近畿地区とか南関東地区とか、そういうところと、割合に出かぜにくいところとがございませう。しかし全般的に見ますと、先生のおっしゃつたように出かぜとかが最近非常に顕著になつてきております。

○佐藤(観)委員 これは先ほど武蔵君もちよつと質問しましたが、工業や商業に働く人との格差が非常に大きくなつてきた。そういう關係でそういう傾向が出てきたのだと思ひますが、しかしそれが今後ますます助長されるような傾向にあるのではないかと、私はいま米をつくるにしても、麦をつくるにしても、いまの情勢では将来の希望が持てぬ、こういう不安があるのではないかと。そういう不安でいろいろ米作が重要ななかからかわらず、日本農民の関心がそういう米の改良とか生産のいろいろなことを考へていくということよりは、その日暮らして先のない農業に従事するよりは、むしろそういうような労働で食つていくという傾向があつて、工業やそういうような方面にくののではないかと。そういう傾向が非常に出ておるのではないかと、そういう点の杞憂は食糧庁や農林省にはないのかどうか伺つておきたいと思ひます。

○簡井説明員 米麦の生産について希望がないので、ほかの産業に出てまい

わけであります。だんだんにはそういう面におきましてはやはり量的に取り扱いをふやすとか、あるいは他の業務をふやして兼ねて業務を営むというようなこともあわせて合理化——合理化といいますが、経営の健全化をはかるような指導をいたしたいというふうに考えておられます。これらも米屋の団体の中央の指導者と協議をして、その指導に当たらせるといふようにいたしておるわけでございます。

○佐藤(義)委員 米屋の平均の収入は、食糧庁ではどのくらいに見積もっておられますか。どなたでもいいです。一定にはいかぬでしょうけれども、大体一カ月の収入のあれを……

○斎藤(誠)政府委員 収入としてどのくらいになるかということでございますが、われわれのマーシンの算定の場合におきましては、大体店主並びに従業員の平均の想定人員を出しまして、これの人員費については国家公務員ベ

ース、従業員についても同様なベースをとって算定いたします。それから、一俵当たりの手数料といたしましては、大体四百四十八円というふうには、四月以降から改定したいと考えておりますが、米屋さんの取り扱い数量が、たしか一カ月百四十から百五十俵程度のものでしたら、どうしても収入総額としては米だけではなかなかむずかしいところもあるかと思ひます。しかしこれは平均でありますから、もっと多いところ、千俵、二千俵と扱っておるところもありますから、一がいにどうだというわけにはまいりません。非常に規模においてもバラエティーがありますので、一がいには言えませんが、したがって、非常に少ない

ところは他の業務を兼ねる、多いところは米専業でやっているというのが実態であろうかと思ひます。そういうことで、米の扱い量の面で、必要な人件費、経費は大体まかなえていけるのじゃないか。一カ月どのくらいになっておるかという平均的なものは、私のほうで調べておりませんので、ちょっと御即答申し上げかねます。

○佐藤(義)委員 どうですかね、苦情は聞きますか。こんなマーシンでは困るというような苦情をわれわれは耳にしておるのですが、食糧庁あたりへはそういうことを言っておりませんか。こんなものではとてもやっていけない、将来どういふふうにやられるか知りませんけれども、どうもそういう点については、米屋さんになり手がいないというようなことが一部には言われておりますけれども、食糧庁長官のほうにはそういうような声はありませんか。

○斎藤(誠)政府委員 マーシンを増額してくれというのは、給料を引き上げてもらいたいという要望と同じように、これは常に要望としては出ておるわけでありまして、最近非常に人手が不足で、店員等の入手が非常にむずかしい。しかもそれに加えて、大体米屋さんというのは配達業務がやはり中心業務でありますので、そういうことではなかなか忙しくなっておるということでは承知いたしております。増額してくれという要望は、これは毎年あるわけですが、しかし現在の手数料で絶対にできないというふうには私は考えておりません。まあ適当なところじゃないかと思っております。

○佐藤(義)委員 いろいろ問題はたくさんありますから、このことはそのくらいにしておきますが、米の集荷手数料、これが非常にわずかの率より上がっております。昭和三十年には七円六十六銭の要求が、この八年間にほとんど上がっていない。上がってはいますけれども、ほかのものの伸びより非常に少ないのですが、こういう点についての食糧庁のお考えはどういうふうにお考えになっておられますか。

○斎藤(誠)政府委員 お話のように、昭和三十年から三十五年ごろまではほとんど手数料は据え置きできたわけでありまして、しかし、これを据え置きにできた理由は、年々の農協の集荷量が豊作とも相まちまして年々増加してまいっております。一方また農協自身身のおきましても、いろいろ合併とか何とかというところで、合理化が進んでおるといふようなことで据え置きしてきたことが一つと、できるだけ食糧経費の合理化をはかるべきであるというふうなことで、われわれも経費の節約という点については、常に委員会、米価審議会等からも御要求がありまして、努力してまいっておるわけでありまして、三十六年以降におきましては毎年、人件費の増加あるいは物価の値上がりに応じまして、それを取り入れて改定いたしておりました。昨年度は米につきまして五十円から六十八円というふうには十八円の値上げをいたし、また三十九年度からはさらにこの六十円から七十六円に引き上げるといふことになつたと思ひます。考えておられる、大体、最近における公務員の給与の値上げに伴う人件費の増加率というようなものは、集荷手数料の中におきましても織り込んで考慮いたしておる

わけであります。

○佐藤(義)委員 農協の關係の方に御質問したいのですが、先ほど農林大臣がおられるときにちょっと触れたのですが、民間のベースより安いといわれるが、公務員の平均賃金が、三十八年度で三万八千五百八十八円ということになっておりますが、町村の職員が一万九千四百五十四円、農協の職員の平均賃金が一万六千二百七十四円という、非常に低い率になっております。こういう点を考えてみますと、農協の職員には優秀な人が行かぬというふうな結果になるわけですが、こういう点について農林省ではどういふ方法をとっておられますか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○玉置(義)説明員 農協の経営を進展させるためにいろいろの指導をしておりますけれども、目下一番大事に思っておりますことは農協の規模を大きくすることだと思つて、合併の促進をやっております。いま数字を手元に持っておりますが、最近かなり合併が進みまして、農協の規模が大きくなつております。規模が大きくなるにつれて、その農協につきましても職員待遇も少しづつ上がつておるようでございます。そして、そういう方向で指導してまいりたいと思つております。

○佐藤(義)委員 どのくらい大きくなれば公務員ぐらいの程度までいける見込みがありますか。

○玉置(義)説明員 全部がそういうわけにはまいらないと思ひますけれども、少なくとも大都市近郊の農協につきましてもは公務員並みになっておると思ひます。地方のほうはなかなかそうまいりませんけれども、漸次上がつていくこ

と思つております。

○佐藤(義)委員 これは農林省から直接のあれじゃありませんから無理なものと思ひますが、いまださ公務員の俸給が低いといわれておりますが、その半分は求められないような賃金ではない人は求められないと思ひます。そういう点で、農協といふのは食糧法がなければすくづぶれてしまうと思ひますが、そういうことについて農協の指導される場合に、ただ成り行きにまかせるといふことでなく、こういう方法でやればこういう結果が出るという何か成算がありますか。

○玉置(義)説明員 農協の経営は非常にむずかしいことではございまして、ただいま佐藤先生が言われましたように、もしも食糧法がなくなりました場合にどうなるかということが非常に大問題でございまして。しかしながら、私どもは、そういうことになりましても経営できますように、ただその点は農協自体の力によりまして自立経営できますように、再建整備以来指導してまいっております。十年くらい前に比べましたならば、農協の経営の基礎も非常にかたくなつてきておると思つております。先ほど申しました合併等にもよりまして、今後ますます経営の基礎をかたくしてまいりたいと思つております。

○松平(義)委員 関連。いまのお話で、農協は一万六千円ベース、しかしその上部機関であるところの経済連等においては大体二万五千円ベース、こう思ひます。そこで全購連、全販連等の中央段階の職員の給与ベースは幾らになっていますか。

○玉置(義)説明員 ちょっといま手元に資

料を持ってきておりませんので、あとで御報告したいと思ひます。

○松平委員 おそらくこれは国家公務員並みになっているだろうと思ひます。そこで、いまあなたはこの問題の解決の一つとして農協の統合をはかつて経営規模を大きくする、これは一つの方法でありましょう。しかしながら、もう一つの問題は、私はやはり中間におけるところの農協の中央会とか、現在おそらく六連も八連もあると思うのですが、ダブった仕事をしていくところにかなり無理があるのじゃないかと思ひます。したがって、むしろその点は簡素化していく、こういう方向に行かなくてはならぬと思ひます。いまの給与体系から見れば、末端の農協が一番少なく、中間のところが、それよりも非常に多い、最終の段階の全国段階になりますと非常に給料が高いというふうな思ひつておられます。同時に、今日おそらく各中間機関である経済連等においてはかなりの収入を持っていると私は思ひます。そういうことになつておると、末端農協を搾取して中間が太つておると、さらに中央段階ではもっと太つておると、これが今日の農協の系統的な組織のあり方のように私は思ひつておられますが、その点はどうか。

ても、総合審議会におきまして、現在の組織の整備の方針につきまして、自主的に研究されておるところでございす。その検討を待ちまして、今後の施策を講じていきたいと思ひつておられます。

○松平委員 おそらくこの問題は、農業の現在の問題の中で、組織問題では一番大きな問題ではなからうかと思ひますが、われわれの考えとしてしましても、要するに末端を増強してなるべく中間を省いていくというふうな方向にいかねければだめではなからうかと思ひます。たとえば神奈川県阿久津農協のような例もございまして、あれらは非常に大きな仕事をしておられ、待遇も非常によくなつておられるわけでありす。そこで中間機関を排除して仕事ができるような段階になつていくならば私はいいと思ひます。

もう一つ伺いたいことは、今日中間団体が大きな資本と結びついておるといふことであります。したがって、今日の農協というものは大資本の集積機関に墮落しておる、こう言えるわけでありす。農協の本来の法の精神とは違つた方向にきておると思ひますが、あなたはどうか考えていますか。

○玉置委員 前段の整備のことでございしますが、単位組合が大きくなるにつれて興連の支所を廃止したところなどがありまして、中間経費を節約いたしますにつけても、単位組合が強いものになることが必要だと思ひつておられます。そういうことです。また中間の経費も漸次減つていく方向にあると思ひつておられます。

後段のお話の農協の性格でございすけれども、現在の資本主義経済の発展に伴ひまして、農協の性格もいろいろ変つてきつたところと思ひつておられます。現在の経済の段階に即した運営をやらなければならぬので、農協の中におきましても、およそ昔農協運動が起りました当時の運動のみではないかと思ひつておられます。そういう点につきまして、今後どうあるべきかということにつきまして検討申でございす。

○佐藤(親)委員 斎藤長官にもう一問伺いたいと思ひます。米の集荷手数料というものが昭和三十年に一俵四十八円になつておりました。ところが三十八年度で六十八円、わずかに二十円ぐらゐしか上がつておりません。こんな低率でやつていけるものかどうか。これは現場等の皆さん御承知だと思ひますが、その点についてどうしてもつと上げられないかということが第一点。

もう一つは、米の産地の保管料の問題であります。昭和三十年が一俵一期六円三十二銭、三十八年が六円九十七銭、まことに微々たる値上げであります。いまのような人件費の高いときにこういうような低率ではたしてやつていけるかどうか。農村がだんだんすたつていくといわれているときに、こういう荒れ狂うインフレの中で、とにかく流通革命だ何だといつておるときに八年間にわずか二十円、六十銭ぐらゐの上げ方ではやつていけるはずはないと思ひますが、食糧庁長官どういふふうにお考えになつておられますか、伺いたいと思ひます。

○斎藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、三十年以降三十五年までは一俵四十八円ということで据え置かれまして、三十六、三十七年が五十円、三十八年が一俵六十八円、三十九年産米からさらに八円上げて七十六円にしたいというふうな思ひつておられます。これは米の集荷の手数料でありますから、一応それに要した経費がどのくらいか、農協がどうなるかというところでなしに、それにかつた経費がどのくらいかということ、実はずっと積算いたしました結果として、こういう数字になつておるわけでありす。そこで、三十八年度におきましてもまた三十九年に今度改定したそうとする増額の積算におきましても、その中に繰り込まれておりましたとすれば人件費に一例をとりますと、いまの御質問にありました農協職員給与とベースでなく、国家公務員の給与とベースでとりまして、しかも三十八年から三十九年に公務員ベースが六・七％上がる。この上昇率を見れば繰り込む、あるいは物価等につきましては農村物価資金で六・五％でありますから上がつておるといふことで、これを繰り込んでやつてまいりましたので、集荷に要する経費という一応の算定の基礎の上に立ちまして、その後の物価の動き、人件費の上がり方、これらを繰り込んで修正いたしましたので、私どもはいたしましては、相当増額した、こう思つておるわけでございます。適正じゃないかと考えておるわけでございます。

保管料の問題につきましては、確かに保管料率が高いかという問題はございすけれども、これもまた公共料金でございますので、上げることについてはいろいろの点から検討して

必要があろうと思ひます。しかし倉庫経営という特性からいいますと、むしろ、かりに保管料率が上がつても、保管期数が減るということが一番倉庫経営者の立場から見ると困るというものが非常に強いわれわれに対する要望であります。そういう点を今回は考慮に入れます。三十九会計年度からは保管期数はある程度確保するような措置をとつて、そして倉庫経営の安定にも資したいという考え方をとつたわけでございます。これにつきまして、農業団体とも十分相談いたしましたので、そういう方法をとることになったわけでございます。いまのやり方としては、私はこういう方法が農協倉庫の特殊性に一番即したやり方じゃないか、こう思つておられます。

○佐藤(親)委員 食糧庁長官、申しわけのようなことを言つておられますが、農業関係の諸団体の人も決して満足していません。私は聞いておりますが、それはどういふことかといひますと、これらのことがおと人件費にかつておるわけですね。人件費は、御承知のように公務員のような安い月給です。この十年間にだいたい上がつておられます。しかし農業関係の賃金というものは、残念ながらこの低い中のもつと低い低いところにあると思ひます。それを基礎にしてこういう数字を出して妥当だと思ひます。食糧庁長官は自分

これは安いと思ひながらも、大蔵大臣やなにかに言えぬじやないかというように考えておられるのじやないか。そういう点は正直なところどうですか。こんな安いあれでやつていける道理はない。百姓がいままでよく黙つて

ましたように、三十年以降三十五年までは一俵四十八円ということで据え置かれまして、三十六、三十七年が五十円、三十八年が一俵六十八円、三十九年産米からさらに八円上げて七十六円にしたいというふうな思ひつておられます。これは米の集荷の手数料でありますから、一応それに要した経費がどのくらいか、農協がどうなるかというところでなしに、それにかつた経費がどのくらいかということ、実はずっと積算いたしました結果として、こういう数字になつておるわけでありす。そこで、三十八年度におきましてもまた三十九年に今度改定したそうとする増額の積算におきましても、その中に繰り込まれておりましたとすれば人件費に一例をとりますと、いまの御質問にありました農協職員給与とベースでなく、国家公務員の給与とベースでとりまして、しかも三十八年から三十九年に公務員ベースが六・七％上がる。この上昇率を見れば繰り込む、あるいは物価等につきましては農村物価資金で六・五％でありますから上がつておるといふことで、これを繰り込んでやつてまいりましたので、集荷に要する経費という一応の算定の基礎の上に立ちまして、その後の物価の動き、人件費の上がり方、これらを繰り込んで修正いたしましたので、私どもはいたしましては、相当増額した、こう思つておるわけでございます。適正じゃないかと考えておるわけでございます。

保管料の問題につきましては、確かに保管料率が高いかという問題はございすけれども、これもまた公共料金でございますので、上げることについてはいろいろの点から検討して

おつたと思ふのですが、そういう点はどうですか。

○斎藤(誠)政府委員 ただいま申し上げましたように、手数料というものがつきましては、あくまでも扱った経費という観点から算定いたします。算定の基礎につきましては、現実の農協の給与ベース(でなしに、公務員の給与ベースで算定した)でおるわけであり、いま一点は、やはり集荷に要した経費という面から見ると、その組合におきます取り扱い量というものが年々動くわけであり、それが三十年以前から比べてみれば、非常に取り扱い量がふえてきておるといふ点を織り込んで算定しなければならぬということになるわけであらうと思ふのですが、もちろんもっと増加してまいりたいという要望のあることも重々承知しておりますが、やはりこれはいづれも中間の政府経費ということになるわけであり、合算的に入れるべき要素は入れた。しかし一時的に農業団体の、あるいは農協の経営という面から見て、集荷手数料をどうすべきかという点についてまどどのように織り込むべきかという点とは、これは非常に議論のあるところであらうというふうに思ふます。

○佐藤(鶴)委員 これはもう食糧庁長官は安くて無理だということを知っておられるけれども、答弁の都合上やむなく言っておられるということでも私も承知しておきますが、もう一つ食糧庁長官でなくとも農林省の方にお伺いしたいと思ふのですが、これは暖冬異変の関係で、野菜が非常にとれ過ぎたという形で悲惨な情勢が九州はじめ各地に起こっている。こういう点

について、やはり農業というのは非常に危険な商売であつて、できなければ全然ゼロになるし、できればなら安くなるというふうな、いまの日本の経済機構の中では最も悲惨な状態をかもしおけるわけですが、この点について農林省は最低の価格をつくる必要はないか。われわれは、かつてパレイショとか豆というふうなものについては最低の保証価格を考えたのですが、こういう野菜についてもそういう方法はないのかどうか。これは農林省のどのあたりで検討されているか、ひとつ御答弁願ひたいと思ふます。

○斎藤(誠)政府委員 私の直接の所管ではございませんが、前に担当いたしましたので、御説明が不十分と思ひますが、お答えしたいと思ひます。

お話のように、野菜の価格については、非常に変動が激しいわけでありまして、災害でもあれば非常に暴騰する、暴騰すると翌年は生産量をぐんと上げる、上げた結果は、翌年はまた暴落するというようなことを繰り返しておりました。しかもそれが一貫性のないのでございまして、価格安定制度をつくるということについてはなかなかむずかしいわけでございます。そこで全体の流通段階における経費の節減ということについては、ここ二、三年来ずいぶん力を尽くしてまいりました。野菜については、御承知のように、東京、京浜あるいは大阪を中心として供給地をつくつて、そこで計画生産を行なつて、市場に供給する道をはかる、あるいは中央卸売市場あるいは小売り段階における経費の合理化というふうなことにとめてまいつたわけ

であります。しかしいま申し上げましたような生鮮食料品の性格上、価格安定ということが、必要ではあつてもなかなかできない。そこで、可能な限度という試験的な意味も含めまして、実はタマネギにつきましては最低価格を割つた場合にある程度の保証をするような措置を一昨年からとりまして、昨年からはカンランにつきましても価格安定制度をとることにいたしましたわけでございます。生鮮食料品につきましてもいきなり価格安定をとるといふことは、どこの国においても同様なことだと思ひますが、生鮮野菜については価格安定をはかるということはどうしてもむずかしい。やはり計画的な生産、計画的な出荷、それに応ずる流通段階の合理化、こういうことにやはり重点を置いて価格安定をはかつていくというふうなことが一番必要なことではないかというふうに考えております。

○佐藤(鶴)委員 豊作飢饉というのは今度の野菜の問題ではつきりわかつたのですが、私たちが学生の時分に農業恐慌がありまして、農林省の言うことを聞くと百姓はつぶれるということをやつておりました。それは、御承知のように、農林省が鶏を奨励すると、百姓はみんな鶏を飼う。そうすると鶏は暴落する。豚を飼うと言つて、豚を飼うと、また豚は暴落する。こういうことを繰り返したのである。われわれの学生時代、昭和の三、四年からそのころに農業恐慌があつたことを私たちは思い出しますが、何か日本のこういう時代になつてきても、農林省だけに責任を負ふことはできないけれども、しかし何といつてもつくつたものを捨てなければならぬような状態、これは、ロ

バート・オーエンじゃないけれども、やはり社会主義のように計画生産をやらなければいけないということになつてきたのですが、私はいまの日本の農村は、まさに恐慌一歩前、農業基本法で太鼓をたたいても、その太鼓がたたき終わらぬうちに何もなかつたという現状が出てきておると思ふのです。ですから、こういう点で、私はいまあなたに前に専門でやつておられたということですが、外国でもやつていないからしたかたがないというふうなことでなく、三兆近くの大予算を組むようないまの日本の現状で、野菜の救済くらいできないようでは、民に政治なしという声が出てくるのではないかと思ふ。こういう声について、あなたは食糧庁長官でございまして、それほどの責任を負われないかもしれせんけれども、しかし政治家として、このような悲惨な状態を繰り返せば、国民はますます政治というものに関心を失ふことになるということがあるわけですから、せつかつタマネギやカンランまで最低保証価格を出すならば、野菜くらしい国家全体とすれば大した金ではないのですから、やはり生産意欲がなくなるから、これは暖冬異変という特別な年に当たつた関係でありますから、これはやむを得ないといへばさうでありまして、さういふときに何か特別な措置をとる必要はないかという点については、事務局として、どんなふうにお考えになつておりますか、もう一つあなたにお伺いしたい。

○斎藤(誠)政府委員 どうも私どもの所管でないことについて責任を持つて答弁いたしかねるわけですが、非常に

農林省が努力しているという点だけ申し上げて、お答えにかえたいと思ひます。

○佐藤(鶴)委員 きようは大蔵大臣見えますから、頼頼さん一つ伺いたうと思ふのですが、政治論にわたる問題であります。おそらく大蔵省は予算を握つておられますから、いまのような農業恐慌に対する処理の問題、あるいは農村の悲惨な状態について抜本的にお考えになり、あなたも選挙区が農村でありますから、私も事情をよく知つておりますが、少なくとも大蔵省としては、こういうふうな問題についても、やはり対処するだけの何らかの方法をとつていただきたいと思います。頼頼大蔵政務次官はどんなふうにお考えになつておられますか、それを伺つておきたいと思ひます。

○頼頼(誠)政府委員 ただいまの佐藤委員の御質問、私どもも同感の点が非常にたくさんあります。また政府委員の方の答弁につきましても、一応の理屈もあるように思ひますが、何と申しましたも、農業はお話のように行き詰まつた状態に置かれておりますので、これの救済策は御承知のように、いま農業基本法によりまする近代化、あるいは機械化というふうなことで進めておりました。それがまだ十分の効果をあげておりませんが、一面農村の若い方たちに話を聞いてみますと、なかなか近ごろの若い連中は意欲を持つておりまして、私は今後相当一生懸命にやつてもらいたい、それにはある程度の融資その他についてもやはりやらない、そういう問題がございまして、私どもは実はいままでのお話のように、農村で、いわゆる専業農家で所得を見

ると、非常に少なくなっているという
こととありますが、そのとおりでござ
いますけれども、私は、農業近代化に
よりまして、抜本的に考えて、むしろ
将来はお百姓をおやりになつても所得
税を納めなければならぬというところ
まで持つていかねばならぬというこ
ろではないか、これは私の個人的な考
え方でありまして、いろいろ予算的な措
置といたしましては、私も十分な自信
はありますが、やはり財政の全般と
にらみ合わせまして、やらなければなら
ない問題については十分検討いたし
まし、やつていく必要があるのじやな
いかというのを考えております。

○松平委員 ちよつと食糧庁長官にお
伺いしたいのですが、いまお話しした
野菜の中で、タマネギ、カンランにつ
いてのいわゆる価格安定制度のことな
んですが、いまお話ししたところによ
ると、計画生産、計画出荷をさせる
というのでありますけれども、事実、
計画生産、計画出荷ということに農
省は現在真剣に取り組んでおられる
かどうか。そこで、その計画出荷、計
画生産というのは、どういう方向でや
つておられるかということです。野菜
については、これはやろうと思えばわ
りあいのできるのじやないかと思うの
です。消費の形態というものがあまり
変わらないのが野菜であつて、したが
つて、アメリカなんかにおいて、わり
あいにブライス・コントロールという
ものがうまくいっているのは野菜だろ
うと思うのです。ですから、やり方を
どういうふうな考えておられるか。私
はタマネギについて、関係の和歌山県
その他の生産地の者に聞いてみると、
いま農林省が考えているあの程度の予

算というか、つまり生産がふえた場
合、あの程度の買入れ数量ではとて
も間に合わないというのが大体生産者
の代表の声であります。
そこでタマネギ、カンランにつ
いて、国全体としての程度の資金を、
まさかの場合には充てることになつて
いるか、同時にどういふような計画生
産、どういふような計画出荷をしてい
るのか、その点伺つておきたいと思
います。

○宮崎説明員 計数のことをまず最初
に申し上げます。
タマネギの生産安定基金につきまし
ては、三十八年度予算費をもちまして
国が五千万円の生産安定基金とい
うものに出資をいたしました。別に県が五
千万円、さらに農業団体から五千万
円、合せて一億五千万円の資金をも
つてこの事業をやっております。
それからカンランにつきましては、
三十八年度におきまして、やはり予備
費をもちまして五千万円の出資をして
おります。これは京浜地区についてい
まのと同じような構想で一億五千万円
の資金を持つておいております。さら
に三十九年度予算におきまして、カン
ランについては二千五百万円を予算に
計上してございます。そうしてこれは
阪神地域につきまして七千五百万円の
基金をつくる、こういふことになつて
おるわけでございます。

この資金はどういうふうにして、使
われるかと申しますと、野菜の指定産
地というものを、こういつた京浜地区
及び阪神地区について指定して計画
的に消費地に出荷するわけございま
すが、その指定地域につきまして、そ
の付近で購入させまして、そうしてた
しか五カ年と思ひましたが、平均の価
格に對しまして三分の二以下に低落し
た場合には、その三分の二と現実の価
格との差額を補償してまいる、こうい
うやり方にしてはいるわけございま
す。

補償のしかたにつきましては、二分
の一以下、つまり半分以下に下つた場合
には、その現実の価格と二分の一まで
の差額全額を補てんする、それから、
二分の一から三分の二につきまして
は、その現実の価格と三分の二までの
価格の半分を補てんする、したがいま
して、補てんを入れた場合の生産
者の手取り価格の最低は五八%くらい
になるわけでございます。そういつた
形でこの基金の運用をやっております。
現実の「問題」としましては、本年度暴
落によりまして、たゞいまカンランの
生産安定基金を一部支出するような手は
なくなつておるようなわけございま
す。

○山中委員長 平林剛君。
○平林委員 ちよつと簡単に尋ねし
ておきたいと思ひますが、先ほど米穀
について所得税の臨時特例に當てはま
る人は、全農家の中で昭和三十五年が
約四十万昭和三十六年が二十一万、昭
和三十七年が二十四万九千といふお話
がございましたけれども、昭和三十八
年はどのくらいになるのですか。

○泉政府委員 お答え申し上げます。
先ほど申し上げました数字は、全農家
のうち所得税の課税を受ける農家戸数
を申し上げたのであります。その点
は三十八年の見込みでは、課税農家戸
数は当初予算におきましては約二十二

万八千戸と見込んでおりますが、
三十七年分の課税実績から推計いたし
ますと、三十七年分とはほぼ同数の二十
四万戸程度に見込まれるわけございま
す。

○平林委員 そうすると全農家との割
合はパーセントにしてどのくらいにな
るのか、それから減税額ではどのくら
いで課税農家一戸当たりでどのくらい
か。さっきの例で三十八年度について
説明してください。

○泉政府委員 全農家の戸数は、先ほ
ど申し上げましたように三十五年の農
業センサス以外にございせんので、
六百五十七千戸に對しまして二十四万
ということは三・八%になるわけござ
います。それから所得税の課税額とい
いたしましては、前年とはほぼ同額の二
十六億四と見込まれておるが、なおこ
の予約減税による減収額といたしまし
ては、所得税といたしましては九億四
と推計いたしております。

○平林委員 課税農家一人当たりはど
のくらいになりますか。

○泉政府委員 課税農家一人当たりも
約一万五百円程度でございます。

○平林委員 昭和三十八年度では二十四
万戸、これは府県別でわかりますか。

○泉政府委員 ちよつといふ手元に府
県別の資料を持つておらないのでござ
います。

○平林委員 それでは念のために府県
別の戸数といたしまして、それを資料に
して私にいただきたいと思ひます。

そこで、所得税の臨時特例を當ては
める農家戸数というのは大体全農家の三
・八%、それもだんだん減つてきてお
るということが大体わかりました。

もう一つお尋ねしたいのですけれど
も、こういう集荷の促進をはかるため
の措置としてこの税金を特に軽減をさ
れる人たちの割合といひますか、事前
売り渡し申し込みの集荷の割合とい
うのは大体どのくらいですか。全集荷の
どのくらいに當たつてはいる計算になり
ますか。これは農林省のほうからお聞
かせいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 便宜私のほうからお答
え申し上げますが、私どものほうの農
林省からいいたゞいておる資料によりま
すと、三十八年度産米につきましての農
家から政府への売り渡し総数量は四千
五百二十七万三千石でございます。こ
のうち申し込み以外の方法によりまし
て売り渡したものが二十一万八千石あ
りますので、それを差し引きしました四
千五百六万石程度のものが、この予約
申し込み制度に基づきまして売り渡し
た数量に相なるわけでございます。

○平林委員 私、聞いておるの、そ
の中であつた特例を受ける農家は
どのくらい売り渡しておるかというこ
とを聞いておるのです。

○泉政府委員 先ほど農家の課税戸数
二十四万戸と申し上げましたが、予約
減税を適用されてなおかつ課税を受け
ております戸数は、三十七年度で申
し上げますと約十九万九千戸ござい
ます。予約減税の適用を受けた結果課
税されなくなった、つまり予約減税が
もしなかりせば課税を受けたであろう
という戸数は、この十九万九千戸の上
に約五万五千戸ほどあるわけございま
す。それが予約減税の結果五万五千
戸減つて十九万九千戸に相なるわけ
でございます。課税農家二十四万戸の中
で十九万九千戸が米作の予約減税の適
用を受ける農家ということに相なるわ

けでございます。

○平林委員 どうも私の質問の趣旨がわかって、四千ないようだけれども五百六万石、米の集荷をするわけだ。しかし実際問題としてはその大多数というものはこういう減税の恩恵を受けておらぬで集まってきておるわけですね。私がいま聞いたのは、この減税の恩恵を受けて集荷される石数はどのくらいですかということを聞いておる。これは私は聞かなくても大体ごく少数だということはわかる。そうするとこれだけの石数を集荷しながら実際にはその恩恵を受けているのはわずかであるし、わずかの人のためにこれだけの租税の特別措置を与えておる。その割合もいま御説明になりましたように全農家から見れば三・八とかきわめて少数の農家になっておるわけですね。こういうことから考えると、他の一般の農家なりあるいは四千五百万石の大多数の集荷というものはいいいますと、こういう措置を何でとっておるか、政策的にはほとんど意味がないのはいかと思ふのです。政策的に意味のないものをいつまでも所得税の臨時特例という形で政府がお出しになってくるといふのはどういふわけですか。私はその点が聞きたいのです。そういう意味で政策的意味としてはほとんどなくなっているのかかわらず出してくる、考えなければならぬと思ふのです。ただ私は申し上げておきたいのは、こればかりの金額を出すことによって租税特別措置によって全農が恩恵を受けているのは二千数百億円という巨大な金額が、大法人だとかあるいは大企業に対して租税特別措置をやっておる。ことしも今度の国会で相当多

数の租税特別措置による減税が行なわれようとする。私もとしては、全農の農家の中でも三・一％くらいだ、その総額においても微々たるものだ、こういうことを認めておきますと、これによって租税特別措置に対するわれわれの攻撃、批判というものの一つのとりでみたいになされてしまう。人質ですよ。私は、政府のほうやたら大企業に対して租税特別措置をやっておいて、農家にもこれだけやたらじゃないかと、言つて大きな顔をして、だんだん租税特別措置の額を多くしたり、あるいはいろいろな特例を多くしてくるということはいいけないと思ふ。農家にこんなものがなくなれば、農村の人たちも現在の租税制度における特別措置に対してやはり鋭い批判を持つてくるようになると思ふ。あなた方にも少ないけれどもやつてあるのだということになると、この租税特別措置に対してやはり批判力が集中してこないということになるわけですから、私はいづれにしても、これはあまり賛成しないのです。ただ一般の大企業に対してたくさん租税特別措置をやつて、今国会においてもいろいろな理由をつけて政策的減税をやる中で、これだけをはずすと、いふのは、これは租税特別措置の中ではない不公平ということになるから、まあまあしょうがない、目をつぶろうという程度です。私は、そういう意味では農家が、しかも三％の人が一戸当たり一万五百円、それは大きな金額ではないといひませんけれども、この恩恵を受けることによって、他の特別措置に対して、こつちもやつていふんだからといふ文句を言えないようなことでは困るわけですね。そういう意味では

政府のほうは、他の租税特別措置に対してもやはり厳正な態度をとると同時に、こういうものをやめるときには大幅にやらなければいかぬという態度に出てこなければいかぬと思ふのです。どうも私に言わせると、こういう人質をとつておくことによってこの租税特別措置をカバーして、全農家の批判が大企業に集中しないようにする、これを廃止すると、今度は大企業に対する租税特別措置の文句がついてくるというやうなことの配慮があつて、なかなかこれは消せないでいるのじゃないですか。社会党もそういう点を少し考えなければいけないと思ふ。私は、そういう点は、課税の公平という点を考えて、どうもあまり感心しない、こういうふうに思ふのです。それで先ほども申し上げましたやうな府県別の資料もぜひ出してもらつて、いろいろな意味を考えて、これは固執をするやうなことはどうもまずいと思ふのです。そういう資料もひとつ出してもらいたいと思ふ。こんなことをやるよりは、私はむしろ生産者米価についてもつと政府なりわれわれが考えるといふことが大事だと思ひますし、またたとえば私たちがふだん主張しているやうに、むしろ生産者の意欲をわかせるという意味で、たばこをつくつていふ農家に對しては、それこそ酒を無税で販売をしてやる、そうして一年間について二千本でも三千本でも税金をとらないで原価でもつて渡してやるというほうがよっぽどいいのです。そのほうがよっぽどいいということです。そして全農の生産農家に対して生産意欲をわかせるというほうがよほどいい。私は、そういう意味ではただ農家の税金

について、いけない、これはやめなさいという酷なこと言うわけではなくて、こんなことにだまされてはいけませんよということを言いたいわけなんです。いづれにしても採決をするというので、われわれも賛成の立場になるわけだが、しかし人質だから、あまり積極的に賛成しているのじゃないということは明らかにしておきたい。それからまた、政府自体のほうも、いつまでも批判のある問題についてどうかむりして通すやうな不認識なことを考へたらいいんじゃないか、むしろ全農家あるいは全農産物生産者の人たちに公平に行き渡るやうな生産者米価だとかあるいはいま私が申し上げたやうなことを考へたほうがよろしい、こういうことだけを申し上げて質問を終わつておきたいと思ひます。

○山中委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○山中委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

おはかりいたします。本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山中委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山中委員長 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。通告がありますので、順次これを許します。竹本一君。

○竹本委員 私は、日本輸出入銀行法の一部改正に関する件について御質問申し上げます。

第一は、これは外務省や通産省だけの問題ではなくて、政治の姿勢の問題、輸出マインドの問題に関する点であります。あるアメリカの人が、日本の池田経済政策につきまして、日本の経済は、ランニング・ツーフアースト、あまりにも早く走つておるといふ批判をいたしました。確かに日本の経済成長がスピード、テンポにおいて早過ぎるものがあるといふことは間違ひありませんけれども、私は特にその方向が問題であらうと思ひます。日本の経済は、皆さますでに御承知のやうに、輸出に対する努力と輸入の努力とどっちが多いか、これは重大な問題であります。さらに生産を進めていく点と消費の問題とに關しましても、生産のほうをむしろ重視して、消費生活のほうに力を入れ過ぎるという点があるのではないかと。さらに資本の蓄積、貯蓄の問題につきましても、逆に借金に力が入り過ぎておるのではないかと。そういう意味から申しますと、ど

ちらかといえ、資本主義の社会にお

きましては資本主義的な経済原則が

事情にございますので、何と申しま

そうい債務の保証を必要とするとい

つきまして、今回市中銀行の協働分

ておりますけれども、資本主義には資

すけれども、日本の輸出に対する努力

最も肝要であろうかと存じます。政府

円くらにあるいはそれ以上に協調融資

たしましたのはいろいろ理由がございます

本主義の経済原則が守られていくべき

というものは、全体的に申しまして、

来も努力を怠りてまいっておるのでござ

で市銀が協力しておるのかどうか、そ

ますが、一つには、これらの円借款等

であらうと思ひますが、その点につい

いたしまして、一体これだけのいかと

います。最近のようによいよ八条

センタージについても承つておきたい

入つて、その協定の締結にあたつて自

て、輸出よりも輸入に力を入れてお

いう点であります。あるいはそれはイ

国に移行しますときに必要にして、な

銀行の協調融資というふうなものがど

いのでございまして、となく、これらの

る、生産よりも消費に力を入れてお

に私は疑つておるのであります。イギ

ますので、今後ますますこの努力を拡

場合に債務保証というものが考えられ

りますので、政府と相手国との間で話

過ぎておるといふようないまの政治の

リスは、御承知のように、戦後におき

す。先般も最高輸出会議を開きまして、

もお伺いをいたしたいと思ひます。

果、大体割合としては二割でございま

あり方、経済政策の姿といふものを根

これはイギリス国民、国家の問題として

て、いままでにはない活発な議論がかわ

る会社の自己資本の充実という点から

すが、その二割に当たる部分、これを金

本的に変えるのでなければ、ほんとう

真剣に輸出の奨励には取り組んでおり

ました。戦後のクリップス蔵相のごとき

方から違つておるのではないかと申すの

でございまして、日本とはいふあり

輸出が一四%ばかり伸びておる間に、

からが国民にミスター・アウステリテ

す輸出振興に努力してまいりたいと思

ますけれども、何と申しまして、会

社自体の自己確立、会社自体の主体的

輸入は四〇%から伸びた月もありま

い、耐乏生活屋さんとまでいわれて真

要点を聞くだけにとどめたいと思ひま

な体制の確立ということが、輸出にと

つて一番大切なキーポイントでありま

す。

次に、市中銀行の協調融資とその債

務保証の問題について伺いたいと思ひ

ます。

となくして、会社自体の構造改革をや

かように考えてまいりますと、この

第一は、協調融資は全体のどの程度

のものをやっておられるかということ

であります。

を以てやるというふうなことでは、ほ

法の一部を改正いたしましたものと、一

次、市中銀行の協調融資とその債

務保証の問題について伺いたいと思ひ

ます。

となくして、会社自体の構造改革をや

根本的な体制がとられなければ問題に

なれないと思ひます。銀行法

の第一條には、金融上の援助を与える

ことによつて本邦の外国との貿易を促

進すると書いてあります。そこで問題

は、この金融上の援助だけではなくて、

もつと根本的な精神的な援助、政治的

な考慮といふものが問題なのではない

か。

を以てやるというふうなことでは、ほ

〔発言する者あり〕

○山中委員長 静粛に願ひます。

○竹本委員 また金融上の援助等の

問題ではなくて、税制上の援助等につ

きましては根本的に考えなければなら

ぬのではないかと申すのであります。

日本の輸出奨励につきましても政府の

努力は、私はまだまだ不十分であると

をいたしませんと経済の成長ができな

なお、もう一つ、国際競争力強化の立場から会社の自己資本を充実しなければならぬという御意見、まことにごくもつともな御意見だと思いました。私どもとしても、これからの開放経済にあたりましては、銀行の態度を改め、また会社の借り入れ依存に対する従来の悪い習慣を改めていくように指導しなければならぬと思っております。

なお、あわせて、その市中銀行の協調融資をする場合の金利の問題でございませうけれども、これがどのくらいになつておるか。輸銀の場合には大体四%のようでございませうけれども、それらを含めまして全体としての実効金利というものがどのくらいになつており、かつ世界の他の競争國、イギリスやドイツの場合、フランスの場合、それぞれ五%前後のようでございませうけれども、これと十分競争ができる体制になつておるかどうかという、金利負担の面からの問題を一つ究明してみたいと思います。

さらに、輸銀の場合四％でござい
ますけれども、この法律第十九条を見ま
すと、輸銀の貸し付け金の金利等につ
きましてもうこういふふうに規定いたし
てあるようであります。運用損失を償

は、全体としてもうけを出すという体制にはなっておりません。そこで、実効金利が幾らでありますか、その実効金利を、さらに国際的な競争力を強めるために、もう少し下げる余地があるのか、ないのかという点をお伺いしたいと思えます。もちろん下げろということになりますと、すぐ考えられることは、資金運用部の六・五%の利子を下げろとか、出資金をふやせとい

たしたいと思ひます。

○高橋政府委員　輸銀の通常の輸出延べ払いのための金利は、実効金利といつたしまして四・四％、通常四％であります。借款等の場合などを含めまして、全体の平均は四・四％でございます。なお普通の輸出の場合の金利は、すべて四％となっております。市中銀行の協調融資率は、大体において八分二厘五毛、八・二五％くらいになっておる。なお借款の場合にはこれと多少違ひまして、実効金利が輸出入銀行と民間銀行との平均で五・七五％、この場合市中銀行分を八・二五％としたし

まして、その輸銀の実効金利は五・二五%になる、こういうことになっておりますが、これらの金利水準は、外国のこういう対外融資機関の金利と比べまして、輸出の場合にはむしろ四%と

なものが通例でございまして、輪銀といたしましては非常に安い金利のものを輸出しておりますということが言えましよう。国際競争力におきましても何ら劣るところがございけません。金利の点では、かつては引き上げの議論もございましたが、いよいよ出たくらいでございまして、非常に低いレートであると申し上げてよいかと思ひます。

○竹本委員　いまの説明、ちよつとよ

考えた実効金利というものが幾らになっておるかという数字の説明、ちよつとあとでもう一度伺いたいと思います。

さらに次にまいります。海外経済協力基金との関係であります。海外経済協力基金として百数十億の金を使つておるわけでございますけれども、これがいままでどの程度の実績をあげておるかということをお願いしたいと思います。

さらにこの海外経済協力基金と輸銀との場合に、金利や期間の問題等においていかなる差があるか、違いがある

か。さらにその海外経済協力基金が従来やっておる八十数億円の融資その他につきましても、輸銀でやることができないものであるか。どうしても別個にそういう存在が必要なものであるか。

であるということは一応わかりますけれども、政治的な要素が強いものであるならば、これはむしろコマースシャル・ベースで考えないで、政治的に全く再出発をしなければならぬ問題ではなないか。いまアジアにおける、あるいは世界の外交の中における日本を取り囲む諸条件を考えます場合に、海外経済協力基金というものが果たし得る政治的な使命というものが一本だけだけあ

だ金をばらまいただけでは問題にならないのではないか、海外経済協力基金の性格の問題と、輸銀の性格の問題と、また日本の政治外交の姿勢の問題とからめて考えてみたいと思うのであります。中共承認もなかなかできない、A A 諸国も日本に対して必ずしも好意的でない、こういう条件の中において、海外経済協力基金が果たし得る役割りというものが一体どれだけあるか。もし大した役割りがないということ、それが将来においてもあまり期待できない、過去においても海外経済協力基金のやった大部分のものが輸銀で

解決できる問題じゃないか、こういうことになりますと、この二つの機構を並存させておくことに意味がなくなつてまいりまして、むしろ輸銀なら輸銀に一本化して態勢を強化するこ

金は、言つてみれば日本輸出入銀行の補完的な役割りを果たすものと私どもは考へております。通常の輸銀の金動ベースに乗るもの、これは普通の商業的なもの、先ほどの円借というような特殊なものもございますが、原則といつたしまして、通常の商業取引に基づくところの延べ払い金融を補完する。もちろんこれは、輸出入銀行は補完と申しましても、実際には八割をやつてお

扱おうということを考えております。しかし、その限界、その境界につきましては、確かに、実際問題として非常にむずかしい場合が多々ございます。これは輪銀でやるべきか、あるいは基金でやるべきか判定の非常に困難な場合も非常に多々ございます。明白な場合もございましてけれども、そういうような判定困難な場合におきましては、両方でお互いに理事の連絡会を持っておりまして、そこで調整する、具体的な案件について一々調整することによっております。大体の傾向を申し上げますならば、投資の案件の場合には、

非常にそれが長期であるかどうかという点、非常に長期であるということであれば、輸銀ではなくて、基金のほうに持つてくるという處方、それからそのほか大規模な案件という

場合にありましては、輸銀の分担すべき分と、それから協力基金の分担すべき分というように分けて考えて、一般的に、農林漁業とか、土木事業関係は、主として基金で取り扱うというふうなことになると思います。

これらの基金の存在価値といいますが、そういうものにつきますというのと意見があるわけですが、やはりこれからの主として低開発国との経済協力を進めるにあたりまして、普通の商業ベースでの取引ではなく、これは海外投資に伴うところのいろいろな土木関係の仕事その他通常の輸出というふうな観念からかなりはずれておるもの、相手国政府の希望によつて非常に長い期間を要するもの、財政面からいっても普通の輸銀金利よりもさらに若干安いという金利がほしい。期間も長いものがほしい、こういうような場合がありまして、それらの場合には、基金を活用していくということを考えておるわけでございます。二つあることが意味がないというふうな御意見もあるかと思いますが、私もこれは十分それぞれの機能を分けて發揮していかせることが可能であるというように考えております。

なお、いままでの実績であります、調達ベースで申しまして貸し付けが六十八億四千万円、出資十億四千万円、合わせて七十八億六千万円程度の調達が行なわれております。

○竹本委員 次に、輸銀の資金量の問題について伺いたいと思いますが、昨年末の資本金千八百三十八億四千万円、貸し付け残高三千百四十四億四千万円ということになっております。そこで、今後の輸出振興の過程においてプラント輸出とい

うものが全体の輸出のどのくらいのパーセンテージを占めるものか、そのまた何割について輸銀は融資をするものであるか、もちろんその八〇％ということに前提を置かなくても、将来これから所得増進計画が進みまして、輸出をどの程度まで持っていくかということとは、いろいろ重大な問題でございませうけれども、かりに現在六十億程度の輸出、近く百億の輸出をするというふうなことも考えなければなりませんけれども、輸銀の資本金については、今回改正のこともいろいろございませうけれども、どの程度の資金運用、どの程度の出資金、どの程度の資本金というものを考えておられるのであるか。千八百三十三億四千万円というものが、大体二億くらゐの資金というものを必要とすることになるのかならないのか、あるいは何年計画くらいでそこまで持っていくか、お考えであるか、日本の貿易の発展と考えると、また、プラント輸出の進行と考えると御答弁願いたいと思います。

○山本(重)政府委員 プラント類の輸出は、いままでのところ全輸出額の中の一、二、三％程度にとどまっておりますかと思ひます。三十七年度で申し上げますと、五十六億の輸出に對しまして、プラント類が六億ちよつとこえる程度になっております。今後、このプラント輸出の占める割合を相当上げていかなければならないというふうに考えておりますが、具体的な目標数字は特に定めておりません。今後の輸出のウェイトが、どうしても重化学工業品にウェイトがかかってまいりますので、傾向としてはかなり多くなつて、所得倍増計画でも全体の輸出のうちの約四割

が機械類になるという想定をいたしたことがあります。その場合、機械の中には、従来の軽機械類のトランジスタ・ラジオとか、いろいろなものが入つておりますので、さらにその中でプラントがどのくらいになるかということの数字はございませぬ。

それから、三十九年度の輸銀の貸し出し規模につきましては、今回の財政投融資の計画で一億千六百億四千万円という規模になっております。通産省の計算によりますと、千八百億くらゐ要するのではないかとこのように考えておりますが、その点につきましては大蔵省のほうと相談がございまして、適当な段階でそういうことが可能なように措置をするというふうに申し合わせをいたしております。

○竹本委員 そこで、出資の追加の問題について、将来のまた資本金の増加といったような問題について御答弁がなかったのですが……

○高橋(俊)政府委員 輸銀の出資は、実はそのとき、たとえば来年度の場合には貸し出しのベースにおきまして、予算をつくり出すときには千六百億円の融資を予定しておるわけでございます。それだけの貸し付けをやりまして、それに必要な自己資金を差し引きまして、不足額を政府の借入れと出資に振り分けるわけでございます。それらの場合においては、先ほど申しましたように輸銀全体の平均の貸し出しの利回りが大体四・四％くらいになる。借入れ金が資金運用部からでございますが六分五厘になる。だから六分五厘の逆ざやを埋め合わせるに必要な程度の出資を行なう、こういうのが大体の方針でございます。大ざっぱに申しま

すと、そういうことでございまして、出資を最初に幾らまで引き上げるというふうな計算をやっておるわけではございませぬ。毎年これは出資が行なわれることになりまして、それで今回の法律案もそういう趣旨で改正をお願いしておるわけでございますが、二千億円になればそれでやめてしまふというものではございませぬで、六分五厘の金を借りて四分四厘の貸し出しをするということになれば、当然にそれに見合うだけの出資が必要になる。こういうことになるわけでございます。

○竹本委員 次に、債務履行の繰り延べについて、今回新たなる条文が入つたわけですが、これは過去において考えられるものは、アルゼンチンの場合だけでありますが、伺いたいと思ひます。さらにその場合に、アルゼンチンに関するその後の措置はどういうふうになっておるのか、あわせて承りたいと思ひます。

次に、またこれに関連をいたしますけれども、こういう問題は、将来債務の履行の繰り延べに關して債権国會議をやるというたような問題は、どういふ場合が一体想定されておるのか、これも伺いたいと思ひます。

次に、韓国の関係の問題でございませうけれども、この件は韓国に適用される場合があるのか、またせんだつての外務大臣の国会における答弁の中に、漁業協力の問題に關連いたしまして、普通の民間ベースの輸出金融で、韓国側の償還能力も考えながら、この輸銀を通じてやりたいという御答弁があつたようでございませうけれども、韓国に對しましても、将来どの程度の民

間ベースの協力を考えておられるのか、伺いたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 これまでに国際収支が悪化したために対外支払いの繰り延べを何カ国かで共同して行ないました事例といたしましては、御指摘のようにアルゼンチンの場合がございませう。そのほかにはブラジルがやはり同じようなケースになっております。ブラジルの場合には、一九六一年五月、それからアルゼンチンの場合には一九六二年の十月にいずれも主要債権国が協議いたしました繰り延べを行なつておりますが、アルゼンチンの場合ですと、一九七〇年まで延長する、こういうことになっております。ブラジルの場合におきましては、一九六六年まで延期するということになっております。

なお、韓国につきまして輸出入銀行のほうからどの程度協力するかという問題は、これは民間における商談の進行情況にかんづいてございまして、あらかじめ幾ら幾らをどれくらいの期間内に輸出入銀行からワクとしてやるかということとは、まだ現実の問題としては考えておりません。将来の問題としては考えられないことはありませぬ。なお、韓国につきましてオーブン・アカウントの分がございませう。現在でもたな上げになっておるのでありますが、これは政府自体の債権になっていまして、二国間の、日本政府と韓国政府との間で処理するというものでございまして、この輸出入銀行の場合ですと、二国間の話し合いで繰り延べをするといひますか、輸出入銀行が肩がわりするということはやらないというのが今回の法律案のたてまえになつ

ておるわけでありませう。

○竹本委員 輸銀の船舶に対する貸し出し残高、この資料によりますと二百十三件の千七百七十六億円ということになっております。かりに一隻二十億円の船をつくるということになりますと、六十隻の船がこれでございます。そこで伺いたいのでありますけれども、今後船舶、車両は輸銀の対象としても非常に重要な分野を占めておるわけでございますけれども、日本の造船能力というものをどの程度に考えられて、そのうち邦船をつくるということにどれだけのものを振り向けて、さらに輸出のほうにどれだけの力を振り向けるというふうなお考えでありますか。この国会における政府の御答弁等で見ますと、大体邦船の積み取り比率を七〇%までに引き上げたいというお考えもあるようでございますけれども、それらとにらみ合わせてのお考えを伺いたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 日本の造船量は、最近非常に船体が大型化しておりますが、建造能力といひますか、そのスピードが非常に早まっております。でございます。私たち、ちよつと造船業関係につきましては、あまり専門ではございませうが、大体においては、総トンで申しまして、三百万総トン以上のものが一年間に建造できるのじやないか。なお、国内の来年度の計画造船は六十四万トンでございますが、現在には思ひがけないほど非常に大きな海外からの受注をかかえております。しかしこの国内の計画造船六十四万トン程度のものの建造に支障をきたすおそれはないという見通しでございます。

○山中委員長 次会は、明十二日午前

十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

昭和三十九年二月十四日印刷

昭和三十九年二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局